平成4年3月30日

告示第64号

改正 平成7年3月31日告示第70号

平成12年5月17日告示第133号

(目的)

第1条 この要綱は、中規模小売店舗の出店に係る小売業の事業活動を把握することにより、 商業の振興及び良好な都市環境の形成を図り、もって地域社会の健全な発展に資すること を目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 店舗面積 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第1項に規定する 床面積をいう。
  - (2) 中規模小売店舗 一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のものをいう。
  - (3) 出店者 中規模小売店舗を新設しようとする者及び中規模小売店舗において小売業を営もうとする者をいう。

(出店者の責務)

第3条 出店者は、その周辺の小売業の事業活動の機会の適正な確保に配慮し、地域の特性に適合した秩序ある商業活動の確立が図られるよう努めなければならない。

(新設の届出)

第4条 中規模小売店舗を新設しようとする者は、建築基準法(昭和25年法律第201号)に 基づく建築確認の申請を行うとき、又は開店日の1月前までに米沢市中規模小売店舗出店 届出書(様式第1号)により市長に届け出るものとする。

(届出の変更)

第5条 前条の規定により届け出た者は、届け出た事項を変更しようとするときは、その変更しようとする日の1月前までに米沢市中規模小売店舗出店変更届出書(様式第2号)により市長に届け出るものとする。

(指導及び助言)

第6条 市長は、第4条の規定による届出があったときは、これを受理するものとし、必要

に応じ都市計画の整備等街づくりの観点に立った商業活動の確立が図られるよう指導及 び助言を行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
  - (米沢市中規模小売店舗出店調整要綱の廃止)
- 2 米沢市中規模小売店舗出店調整要綱(昭和62年告示第103号)は、廃止する。
  - (米沢市中規模小売店舗出店調整会議要綱の廃止)
- 3 米沢市中規模小売店舗出店調整会議要綱(昭和62年告示第104号)は、廃止する。 附 則(平成7年3月31日告示第70号)
  - この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年5月17日告示第133号)

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。